

岐阜地方最低賃金審議会第2回岐阜県最低賃金専門部会議事要旨

| | | | |
|---|-------------------------|----------|----------|
| 開催日時 | 令和2年7月31日 13:30 ~ 15:50 | | |
| 出席状況 | 公益 3/3 | 労働者側 2/3 | 使用者側 3/3 |
| <p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公労使全体での審議後、公労・公使の個別協議を行い、最初の労使双方の引上げ額の提示を受けた。(提示内容は下欄のとおり。) ・公益委員より最低賃金の3要件(①労働者の生計費、②地域の賃金水準、③事業者の支払能力)すべてを考慮して議論を進めることが示された。 <p>(2) その他</p> <p>特になし。</p> | | | |
| <p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の新型コロナウイルス感染症の問題から、最低賃金に近い賃金で働く労働者の生活は非常に厳しいものになっており、生計費重視の観点からも最低賃金の引上げは必要。 ・また、目安については、中央最低賃金審議会の答申の第一段落にある現状維持というものだけでなく、第二段落には格差の縮小を求める意見についてももしっかり審議しなさいと記述があるので、格差の縮小も考えなくてはならない。 ・引上げの目安として、現行の岐阜県最低賃金に、本年の春闘賃金引上げ率1.87%を乗じた16円の引上げを求める。 <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金の継続的な引上げに反対するものではないが、その時々を経済情勢を考慮して進めるべきではないか。 ・最低賃金の引上げの3要件について、現在は緊急事態、非常事態にあたるので、3要件の中で特に企業の支払能力を優先した議論をすべきではないか。 ・現在の経済状況では、中小企業・小規模事業者にも直接影響を及ぼすことになる。 ・中央最低賃金審議会答申で示された公益委員見解の第一段落にある「現行水準の維持」を踏まえ、本年度は目安通り現状維持、引上げ額0円を求める。 | | | |